

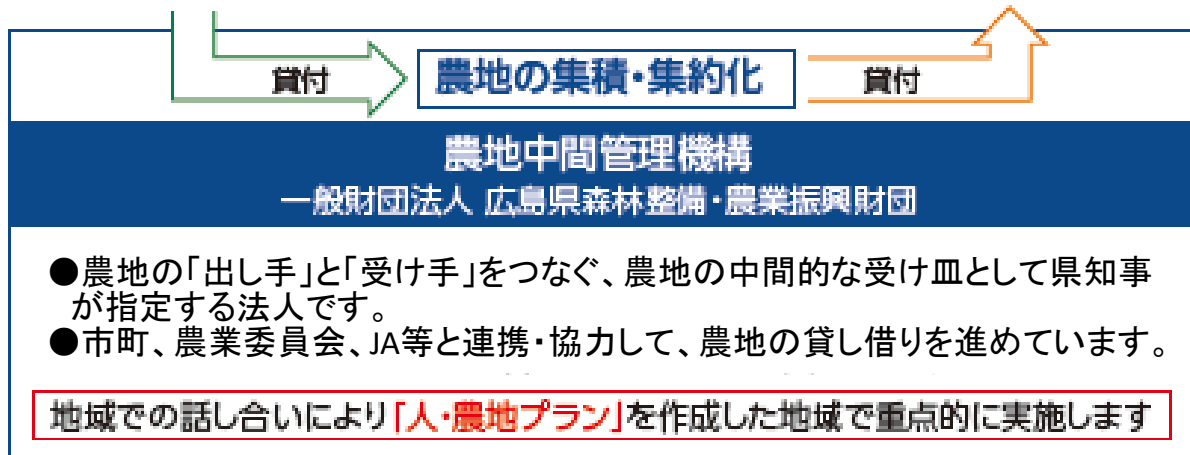
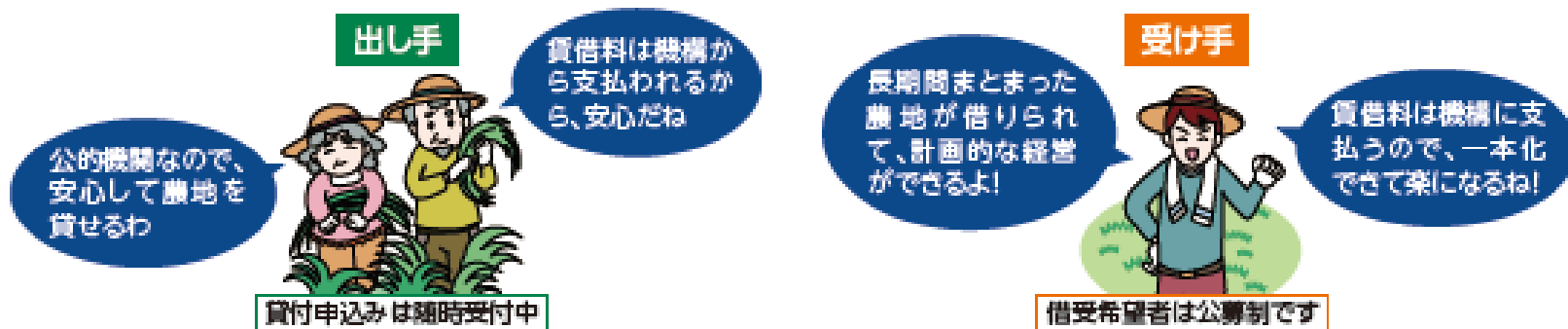
# 農地中間管理事業の概要

令和2年4月

広島県 農林水産局 就農支援課 農地集積グループ  
(一財)広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理機構

# 農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理事業とは、平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りのしくみです。



## 人・農地プランとは

今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の農地集積・集約化の方針などについて、地域の農業者が話し合って決めるものです。

必須項目の条件を満たしている人・農地プランが「実質化された人・農地プラン」であり、関連する支援策を活用するための要件となります。

〈作成の手順の1例〉

### ステップ①

- ① 概ね5～10年後の農地利用を把握
- ② 農業者年齢や後継者の情報を地図化

### ステップ②

- ③ 農地集約化に関する将来方針の作成
- ④ その他(貸付意向、機構の活用等)

### ステップ③

- ⑤ 市町による検討会  
決定・公表

①…必須項目

# 農地中間管理事業関係法令等

## 【国が定めたもの】

### ■農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)

(目的)

第1条 この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

### ■農地中間管理事業の推進に関する法律施行令(平成26年政令第46号)

### ■農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)

→機構の指定や役員に関する事項、農地中間管理事業規程に関する事項、借受希望者募集、農用地利用配分計画の作成に関する事項等

→法施行に当たり、衆参両院で附帯決議されたもの

### ▼キーワード▼

「農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。」

「このため、人・農地プランの作成及び定期的見直しについては、従来以上に強力に推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする。」

## 【県が定めたもの】

### ■広島県農地中間管理事業基本方針(平成26年広島県制定)

#### I (趣旨)

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第3条に基づき、広島県において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

#### II 基本方針

##### 1 担い手が利用する農用地の集積目標

耕地面積	(H24年度)56,900ha⇒(R5年度)56,900ha
うち担い手が利用する面積	(H24年度)10,909ha⇒(R5年度)26,174ha
担い手への集積率	19.2%⇒46%

# 農地中間管理事業関係法令等

## 【機構が定めたもの】

### ■一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地中間管理事業実施規程

→事業を重点的に実施する区域の基準，農地中間管理権を取得する農用地等の基準，借受希望者の募集，農用地利用配分計画の決定方法，賃借料の水準等，市町等との連携，業務委託に関する項目等，事業の実施に関する規程を定めたもの。

### ■広島県農地中間管理事業事務処理要領

→借受希望者の公表，借受農用地等のリスト化，賃借料の決定，農地中間管理権の取得と農用地利用配分計画の作成，賃借料の支払い，契約の変更に関する項目等，具体的な事務処理を定めたもの。

### ■一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地中間管理事業業務委託実施要領

→事業に関する規程並びに業務方法書に基づく業務の一部を(市町・JA等)へ委託して行う場合について，その委託に関する必要な事項を定めたもの。

### ■農地中間管理事業地域駐在コーディネータ設置・派遣要領

→農業経営者及び農業団体・行政の経験者等であって，幅広く地域の人，農地，農業等に精通した者を「地域駐在コーディネータ」として設置・派遣するために必要な事項を定めたもの。

### ■農地中間管理事業評価委員会設置規程

→農地中間管理事業の実施状況を評価する「農地中間管理事業評価委員会」の設置と運営に関する事項を定めたもの。

### ■農地中間管理権を取得した農用地等の管理に関する要領

→農地中間管理事業により転貸されるまでの期間又は借受者から返還された農用地等の保全を目的とした管理を実施するための事項を定めたもの。

### ■広島県農地中間管理事業に係る賃借料の取扱いについて

### ■広島県農地中間管理事業における借賃(物納)の取扱要領

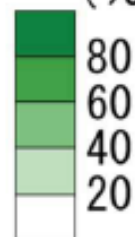
# 広島県

集積率(県全体)

H26.3末	H30.3末	H31.3末
18.6%	23.2%	23.9%

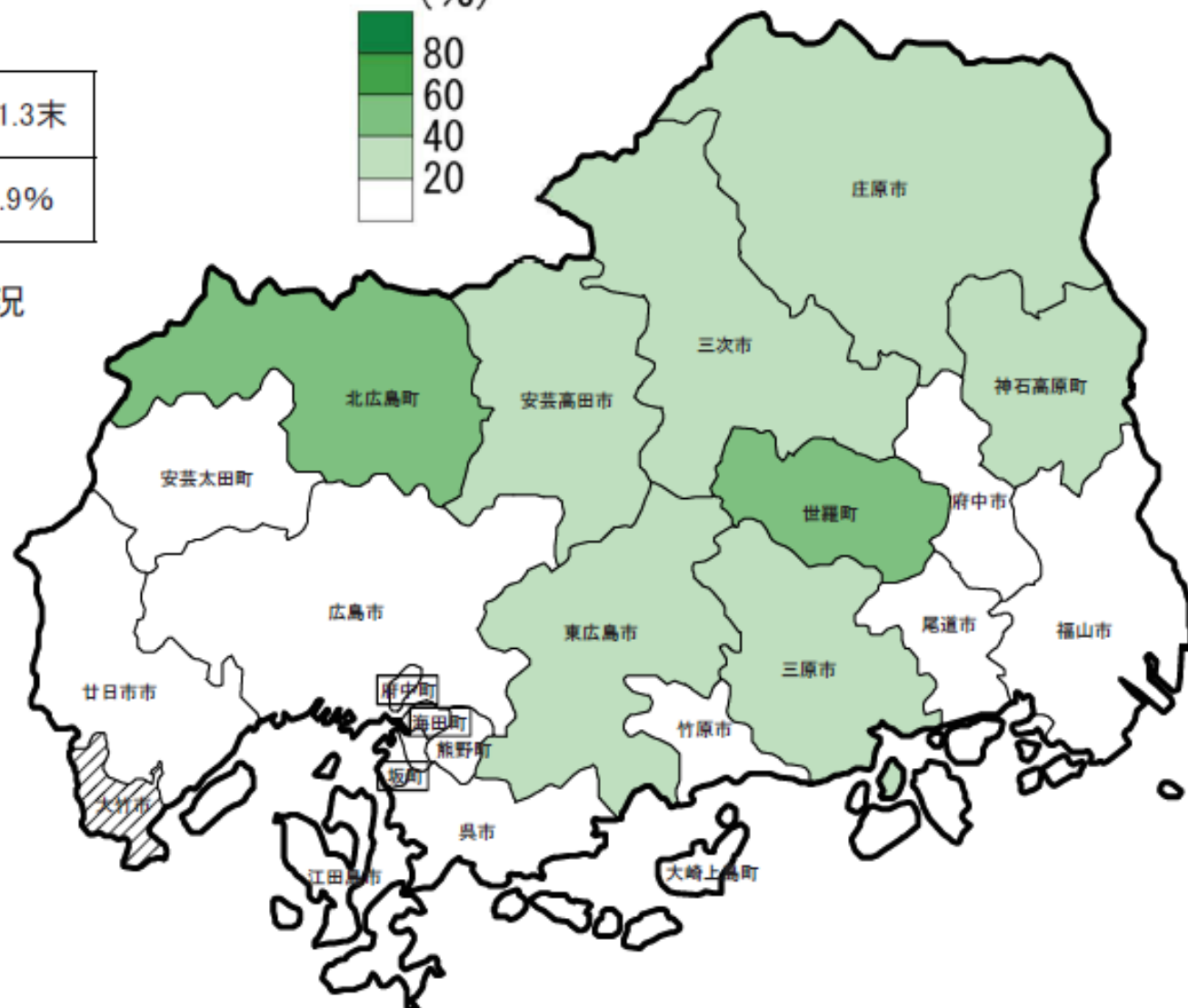
集積率

(%)



農地中間管理事業の実施状況  
(H31.3末)

全市町村数	23市町村
農業振興地域の 設定のある 市町村数	20市町村
農地中間 管理事業 実施市町 村数	19市町村



※1: 斜線は農業振興地域の設定がある市町村のうち、平成31年3月末までに農地中間管理事業の実績がない市町村

※2: 四角囲みの市町村は農業振興地域の設定がない市町村